

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
機械器具等	貸付料の額 （1時間につき）	機械器具等	貸付料の額 （1時間につき）
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>470円</u>	(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>450円</u>
(2) 蒸気発生式オーブン	<u>410円</u>	(2) 蒸気発生式オーブン	<u>390円</u>
(3) パン用ホイロ	<u>270円</u>	(3) パン用ホイロ	<u>260円</u>
(4) ミキサー	<u>200円</u>	(4) ミキサー	<u>190円</u>
(5) 卓上型カッターミキサー	<u>200円</u>	(5) 卓上型カッターミキサー	<u>190円</u>
(6) 大型送風定温乾燥機	<u>270円</u>	(6) 大型送風定温乾燥機	<u>260円</u>
(7) (略)	(略)	(7) (略)	(略)
(8) 水引き粉製造装置	<u>350円</u>	(8) 水引き粉製造装置	<u>340円</u>
(9) 減圧フライ機	<u>330円</u>	(9) 減圧フライ機	<u>320円</u>
(10) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,640円</u>	(10) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,610円</u>
(11) 米菓生地乾燥機	<u>430円</u>	(11) 米菓生地乾燥機	<u>400円</u>
(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>870円</u>	(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>860円</u>
(13) テスト焼機	<u>1,620円</u>	(13) テスト焼機	<u>1,560円</u>
(14) テスト用平煎り機	<u>590円</u>	(14) テスト用平煎り機	<u>570円</u>
(15)・(16) (略)	(略)	(15)・(16) (略)	(略)
(17) 練出機	<u>230円</u>	(17) 練出機	<u>220円</u>
(18) 餅生地通風乾燥機	<u>260円</u>	(18) 餅生地通風乾燥機	<u>250円</u>
(19) (略)	(略)	(19) (略)	(略)
(20) ふるい振とう機	<u>180円</u>	(20) ふるい振とう機	<u>170円</u>
(21) もみすり機	<u>180円</u>	(21) もみすり機	<u>170円</u>
(22)～(25) (略)	(略)	(22)～(25) (略)	(略)
(26) 納豆発酵器	<u>280円</u>	(26) 納豆発酵器	<u>270円</u>
(27)～(29) (略)	(略)	(27)～(29) (略)	(略)
(30) 石臼製粉機	<u>240円</u>	(30) 石臼製粉機	<u>230円</u>
(31) 圧扁 <sup>～ん</sup> ロール製粉機	<u>460円</u>	(31) 圧扁 <sup>～ん</sup> ロール製粉機	<u>440円</u>
(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,400円</u>	(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,350円</u>

(33) ジャーファーマンター	<u>970円</u>	(33) ジャーファーマンター	<u>940円</u>
(34) 大豆脱皮機器	<u>530円</u>	(34) 大豆脱皮機器	<u>500円</u>
(35) (略)	(略)	(35) (略)	(略)
(36) 湿熱殺菌処理装置	<u>790円</u>	(36) 湿熱殺菌処理装置	<u>760円</u>
(37) 製麺設備	<u>400円</u>	(37) 製麺設備	<u>390円</u>
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) 分光光度計	<u>200円</u>	(1) 分光光度計	<u>190円</u>
(2)～(6) (略)	(略)	(2)～(6) (略)	(略)
(7) マルチタイプ I C P 発 光分光分析装置	<u>2,060円</u>	(7) マルチタイプ I C P 発 光分光分析装置	<u>2,260円</u>
(8) マイクロ波試料前処理 装置	<u>290円</u>	(8) マイクロ波試料前処理 装置	<u>320円</u>
(9) 食物繊維自動抽出装置	<u>2,640円</u>	(9) 食物繊維自動抽出装置	<u>2,780円</u>
(10) 油脂成分自動抽出処 理装置	<u>410円</u>	(10) 油脂成分自動抽出処 理装置	<u>450円</u>
(11) マッフル炉	<u>250円</u>	(11) マッフル炉	<u>240円</u>
(12)～(14) (略)	(略)	(12)～(14) (略)	(略)
(15) テクスチャーアナラ イザー	<u>480円</u>	(15) テクスチャーアナラ イザー	<u>470円</u>
(16)～(18) (略)	(略)	(16)～(18) (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。